

処 分 基 準

令和 2 年 1 月 1 0 日作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第 1 5 条第 2 項
処 分 の 概 要：探偵業の廃止命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 探偵業の業務の適正化に関する法律第 3 条（欠格事由） 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則第 1 条（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）
処 分 基 準： 法第 3 条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第 4 条第 1 項の規定による届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）には、営業の廃止を命ずることとする。
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3173
備 考：